

令和8年3月4日付け 入札参加停止措置（物品購入等）

登録 番号	商号又は名称	所在地	内容	要綱該当条項	対応 の 内容	対応期間	備考
11855	株式会社トーニチコンサル タント	東京都 渋谷区	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反（不当な取引制限の禁止）を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。このことは、契約の相手方として不相当であると認められるため。	・別表第2第3号ロ <独占禁止法違反行為>	4月	R8. 3. 4 から R8. 7. 3 まで	北本市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱別表第2第3号ロを適用し、入札参加停止を4か月とする。